愛知県の最低賃金

令和８年度改正版

地域別最低賃金（愛知県最低賃金）

パートやアルバイトなどを含め愛知県内で働くすべての方々に適用されます

令和８年
10月１日から
時間額 **1,195** 円

前年比 55円 UP

特定最低賃金

下記の産業で働く方々には、特定最低賃金が適用されます

- 製鉄業
- 製鋼・製鋼圧延業
- 鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）

令和９年１月１日から
時間額 **1,230** 円

前年比 55円 UP

- 輸送用機械器具製造業

［建設用ショベルトラック製造業を含む。船舶製造・修理業、舶用機関製造業及び自転車・同部分品製造業を除く。］

令和８年12月16日から
時間額 **1,208** 円

前年比 62円 UP



最低賃金特設サイト

最低賃金制度に関する情報が幅広くまとめられています

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた各種支援策や取組事例を紹介しています



ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
愛知労働局
労働基準監督署 ハローワーク

特定最低賃金の解説

特定最低賃金適用業種

特定最低賃金の適用業種は、令和５年７月(第14回改正)の総務省日本標準産業分類によって定められています

製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業

（1）	E221	製鉄業
（2）	E222	製鋼・製鋼圧延業
（3）	E223	製鋼を行わない鋼材製造業 （表面処理鋼材を除く）
（4）	E220	(1)から(3)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
（5）	L7282	純粋持株会社 （管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

輸送用機械器具製造業

（1）	E31	輸送用機械器具製造業 （船舶製造・修理業、舟用機関製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
（2）	E2621	建設用ショベルトラック製造業
（3）	E260	(2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
（4）	L7282	純粋持株会社 （管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。）

特定最低賃金適用労働者の範囲

特定最低賃金は、上記産業に属する事業場で働く労働者（技能実習生等の外国人労働者及び事務を専らとする労働者も含む。）に適用されます



ただし、
右に掲げる**適用除外労働者**については、特定最低賃金の適用が除外され、**愛知県最低賃金(時間額1,195円)**が適用されます

特定最低賃金適用除外労働者（愛知県最低賃金 時間額1,195円を適用）

1．18歳未満又は65歳以上の者

2．雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中の者

3．清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務に主として従事する者

4．次の特定最低賃金における特有の軽易業務従事者

①製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
軽易な運搬の業務に主として従事する者

②輸送用機械器具製造業
手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務に主として従事する者

特定最低賃金の留意事項

1. 「製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業」は令和８年12月31日までの間愛知県最低賃金1,195円が適用されます
2. 「輸送用機械器具製造業」は令和８年12月15日までの間愛知県最低賃金1,195円が適用されます
3. 『染色整理業』『はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業』
『計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業』
『電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業』『各種商品小売業』
『自動車部分品・附属品小売業』『自動車（新車）小売業』
上記産業は、愛知県最低賃金 時間額1,195円が適用されます

最低賃金の留意事項

1. 最低賃金（愛知県最低賃金、特定最低賃金）は、常用・臨時・派遣・外国人技能実習生・パート・アルバイト・年金受給者である労働者等、事業場で働くすべての労働者に適用され、事業主は使用する労働者に対して、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
2. 派遣労働者は、派遣先の都道府県の地域（特定）最低賃金が適用されます。派遣先を管轄する都道府県労働局・労働基準監督署へお問い合わせください。
3. 賃金が時間給以外（月給・日給等）で定められている場合は、賃金を時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。
4. 最低賃金の対象になる賃金には、次の賃金は算入されません。
   ①臨時に支払われる賃金（結婚手当等）　②1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
   ③時間外労働・休日労働に対する賃金　④深夜労働に対する割増賃金
   ⑤精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
5. 精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者、断続的労働に従事する者等には、愛知労働局長の許可を条件とする最低賃金の減額特例制度があります。



【08.11】

WEBで確認！

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金制度 検索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています

賃金引上げ特設ページ 検索